

## 様式 A - 1

### 申請等に対する処分一覧表

(令和 6 年 ( 2024 年) 1 月 11 日作成)

[所管: 環境部 家庭ごみ事業課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	25	臨時ごみ処理手数料の減免	A	A
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	一般廃棄物の処理手数料の減免	
根拠法令及び条項	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	
所管部課（室）係名	環境部 家庭ごみ事業課	
審査基準	関係条項	同条例第 25 条
	基準	<p>(手数料の減免)</p> <p>第 25 条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条の手数料を減免することができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 基準</p> <p>1.風水害・地震・落雷など自然現象のよってもたらされる災害による とき。</p> <p>2.その他特別の理由</p> <p>① 経済的救済等の観点から対象とするもの</p> <p>○火災（消防署の罹災証明書が必要）</p> <p>○生活保護者（生活保護受給証明書が必要）</p> <p>② 地域共同（コミュニティー）活動の一環として開催される イベント等について</p> <p>○自治会、社会福祉法人等の非常利団体が主体となって実際 する場合は対象（チラシ、主体のわかる書類が必要）</p> <p>③ その他、上記に準ずる事項</p>
	参考事項	特になし
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（平成 24 年 4 月 1 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 3 日（注：休日は含まない）
	内訳	<p>経由期間（なし）</p> <p>処分期間（3）</p>
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（平成 24 年 4 月 1 日最終変更）
備考		